

国際経済体制の再構築と日本の対応

— TPPを超えて —

基礎研究部副部長 清水徹朗

〔要 旨〕

- 1 経済活動が広域化するのに伴って多国間の秩序形成が進み、貿易制度も形成されたが、1930年代の経済ブロック化がもたらした第二次世界大戦の反省から戦後の国際経済体制が構築された。GATTによる関税削減交渉によって関税率は低下したが、一方で途上国の経済開発が大きな問題になった。
- 2 江戸時代に鎖国政策をとっていた日本は幕末に開国に踏み切ったが、その際、欧米諸国と締結した修好通商条約は関税自主権を失う不平等条約であった。その後の明治政府にとってこの不平等条約の改正が重要な外交課題になったが、日本が関税自主権を回復するまで50年以上かかった。戦後締結された安保条約では、日米間の経済関係強化の規定が盛り込まれ、その後日本は日米同盟を基軸に経済成長を遂げた。
- 3 70年代以降、アジアNIES、ASEANの経済発展に伴ってアジア太平洋経済圏が形成され、89年にAPECが結成された。APECは94年のボゴール宣言により域内の貿易・投資を自由化していくことを決議したが、アジア通貨危機以降はAPECの影響力は弱まった。
- 4 60年代まで圧倒的な経済力を有していた米国は次第に衰え、円高が進行した後も日米間の貿易不均衡が続いた。そのため米国では日本批判が強まり、貿易交渉の結果、鉄鋼、自動車、半導体の輸出自主規制が行われた。80年代後半以降、米国の対日圧力はさらに強まり、MOSS協議、日米構造協議、日米包括経済協議などにより、米国は日本の制度改革を要求した。こうした米国の対日圧力が日本の規制緩和・規制改革に強い影響を与えた。
- 5 TPPは米国主導でアジア地域を統合しようとする米国のアジア戦略であるが、グローバル展開をしている日本企業もTPPによる関税撤廃を望んでいる。TPP交渉の参加国は、農産物輸出国か農業がほとんどない国であり、農産物輸入国である日本とは立場が異なる。TPP交渉は米国主導で進められており、アジアを分断させ、日本がTPPに参加すると日本農業に深刻な打撃を与えるであろう。
- 6 世界経済は、米国の相対的縮小、中国、インドの成長、ロシアの復権など大きく変化しており、WTO交渉においても途上国の影響力が強まっているため、ドーハラウンドは暗礁に乗り上げている。また、WTOの基本原則に反するようなFTAの締結が盛んになっている。経済活動がグローバルするなかで経済制度の国際的な調整は必要であるが、これまでのような欧米主導での制度形成は改めるべきである。今後日本は、米国偏重の外交を改め、中国、インドとの関係を深めていく必要がある。

目次

はじめに

1 国際経済体制の形成と展開

- (1) 国際秩序の形成過程
- (2) 貿易論争と関税制度
- (3) GATT・IMF体制の成立と変遷
- (4) 途上国の開発問題と国際秩序の変化

2 日本の対外経済関係の変遷

- (1) 日本の「開国」と不平等条約の締結
- (2) 関税自主権の回復と日本のアジア進出
- (3) 日米安全保障条約の締結とGATT加盟

3 アジア太平洋経済圏の形成とAPEC

- (1) 「アジア太平洋経済圏」の形成
- (2) APECの結成と展開

4 日米経済摩擦と米国の対日経済政策

- (1) 日米間の貿易不均衡と貿易摩擦
- (2) 米国の対日通商・経済政策
- (3) 日本の規制緩和に対する米国の影響

5 TPPの背景と問題点

- (1) TPPの背景
- (2) TPP交渉参加国の概況
- (3) TPPの問題点

6 国際経済体制の再構築の課題

- (1) 世界経済の構造変化
- (2) WTO体制の再構築
- (3) 経済制度の国際調整問題
- (4) 新しい世界秩序の構築に向けて

はじめに

昨年（2010年）10月に、菅首相がTPPへの参加検討を表明して以来、TPPを巡る論議が盛んに行われてきた。真っ先に反応したのは、米国、豪州、ニュージーランドという農産物輸出国との間で関税が撤廃されることによる日本農業への影響を懸念した農業関係者であったが、その後、TPPの影響が農業のみならず医療、保険、金融など国民生活に広く及ぶことが明らかになるにつれ、様々な分野からTPPに対する懸念、反対が表明されるようになっていく。

今年3月に発生した大震災と原発事故によりTPP参加検討は先送りされ、現在はTPP論議は下火になっているが、交渉は続けられており、TPP論議が再燃する可能性はあろう。

TPPの本質、または日本農業や国民生活に与える影響については、既に多くの著書・レポートが発表されているが、本稿では、これまでのTPP論議を踏まえ、TPPを国際経済体制との関係で位置づけ、日本としてTPPにどう対応すべきか、今後の世界・アジアの経済秩序をどう構想すべきかについて考えてみたい。

（注1）菅首相の表明から2ヵ月後に『TPP反対の大義』（農文協編）が出版され、その後、米国の対日経済政策との関係や、農業及び国民生活への影響などについて多くの著書が出版されている（文献リスト参照）。

1 国際経済体制の形成と展開

WTO、IMFに代表される現在の国際経済体制は、第二次世界大戦の反省をふまえて戦後形成されたものであるが、最初に、貿易制度を中心に、その形成過程と変化をた

どっておきたい。

(1) 国際秩序の形成過程

人類は古代より周辺地域との交易を行い、また領土をめぐる戦争もたびたび行われたが、こうしたなかで商慣習が形成されたり、儀礼関係や協定などにより周辺地域との関係を保つ仕組みが構築された。

さらに、商品取引が盛んになり経済活動が広域化するのに伴って、国家間の調整も広域化し、次第に多国間の秩序形成の動きが出てきた。欧州における、30年戦争後のウェストファリア体制（1648年）、ナポレオン戦争後のウィーン体制（1815年）、ドイツ関税同盟（1834年）などが初期の多国間の枠組みであり、第一次世界大戦後にはベルサイユ体制（1919年）が形成され、1920年に国際連盟が設立された。

一方、15世紀以降、新大陸の「発見」や航海技術の発達により欧州諸国の世界進出が盛んになり、欧州諸国はアジア、アフリカ、南米地域を植民地とし、欧州による支配体制が形成された。

第二次世界大戦後は、国際連盟を解散して国際連合が設立されたが（1946年）、同時に、米国を中心とした西側の国際経済秩序であるGATT・IMF体制が形成された。一方、ソ連を中心とした社会主義国によりコメコン（経済相互援助会議）が組織され、1989年まで東西冷戦構造が続いた。

(2) 貿易論争と関税制度

国際間の貿易関係が盛んになるにつれて

貿易に伴う利害対立が強まり、特に税収確保と国内産業保護を目的に設けられた関税を巡る論争が盛んになった。貿易論争の歴史は、そのまま経済学（特に貿易論、国際経済学）の発達の歴史でもあった。

貿易に関する主な思想・主張は、以下の通りである。

①重商主義

16～18世紀の絶対王制の時代では、イギリスの東インド会社に代表されるように、国家が貿易に深く関与していた。この時代の政策体系は重商主義と呼ばれており、富の源泉が輸出と輸入の貿易差額にあるとして、国による産業保護と輸出奨励が行われ、輸入は制限された。

②自由貿易主義

重商主義の政策体系に根本的批判を与えたのがアダム・スミスであり、スミスは自由な貿易（交易）による分業こそ経済発展の源であるとし、『国富論』において自由貿易を主張した。スミスの自由貿易論を体系的に整備したのがリカードであり、リカードは「比較優位説」により自由貿易の利点を示し、当時の穀物法（輸入穀物に対する高関税）を批判した。穀物法は1846年に廃止され、その後、イギリスは自由貿易の道を進むことになる。

③保護貿易主義

一方、マルサスは食料の安定供給という観点から穀物法を擁護し、リカードと対立した。また、ドイツの経済学者リストは、産業発展の遅れた段階で自由貿易を採用すると産業の発展が阻害されるとして、関税

による保護貿易を主張した。こうした自由貿易と保護貿易の論争は明治期以降の日本でもあり、自由貿易論者として田口卯吉、石橋湛山などがおり、保護貿易を唱えた者として河上肇、犬養毅などがいた。

こうした論争を経て貿易制度、関税制度が形成されたが、1930年代に世界恐慌によって経済状況が悪化すると、自由貿易を標榜していたイギリスも自国産業保護のため経済ブロック（英連邦特惠関税制度）を形成し（1932年）、英連邦以外の国・地域からの貿易を制限した。そして、これを契機に世界経済のブロック化が進み、世界不況が深刻化して、ついには第二次世界大戦に至った。

(3) GATT・IMF体制の成立と変遷

こうした第二次世界大戦に至る戦前の世界体制に対する反省として戦後生まれたのが国際連合やGATT、IMF、世界銀行であり、米国を中心とした戦後の世界体制（ブレトンウッズ体制）が構築された。

GATTは1947年に23カ国で出発したが、加盟国数はその後大きく増加し、現在は153カ国になっている。GATTでは数次にわたり関税削減交渉が行われ、加盟国の関税率は徐々に引き下げられた。さらに、東京ラウンド（1973～79）の頃から非関税障壁がとりあげられるようになり、ウルグアイラウンド（1986～94）では、サービス貿易（GATS）、知的財産権（TRIPS）、投資関連（TRIMS）など物品貿易以外の分野での協

定が締結され、またGATTはWTO（国際貿易機関）として正式な国際機関になった。

社会主義路線のなかでかつてGATTを批判していた中国も2001年にWTOに加盟し、まもなくロシアもWTOに加盟する予定であり、WTOは世界の貿易秩序を協議し貿易紛争を処理する重要な場となっている。

一方、IMFは金とドルの交換を前提とした国際通貨制度（金為替本位制）として1946年に設立されたが、米国の国際収支悪化のため1971年にドルと金との交換を停止した（ニクソンショック）。しかし、その後もドル基軸通貨体制は維持されており、またIMFは途上国の開発問題に関与するなど現在でも国際経済において大きな役割を果たしている。

(4) 途上国の開発問題と国際秩序の変化

このように戦後の世界貿易の枠組みを形成してきたGATTであるが、1960年代以降大きな問題として浮上してきたのが途上国の経済開発問題である。1950年代以降、アジア、アフリカ諸国の独立が進んだが、途上国から先進国中心の世界経済体制に対する批判が強まり、1964年にUNCTAD（国連貿易開発会議）が設立され、国際経済体制の改革を求める要求が強まった。そのため、1965年にGATTのなかに最恵国待遇原則の例外として途上国に対する特惠関税制度が設けられ、さらに1974年には国連総会で「新国際経済秩序（NIEO）」が宣言され、GATT条項も一部修正された。

ドーハラウンドの正式名称が「ドーハ開

発アジェンダ」であることに現れているように、途上国の経済開発問題はWTO成立後も大きな問題であり続けており、現在WTO交渉が難航している最大の要因は途上国と先進国の対立である。

また、GATT（WTO）は「自由、無差別、多角」を基本原則にしているが、こうしたGATT原則に反するような地域主義（FTA、関税同盟）の動きが盛んになっている。FTAや関税同盟は特定の国の間で関税を撤廃する経済統合の一形態であるが、GATTの最恵国待遇原則と矛盾する側面があるため、GATTでは一定の条件を満たすものに限ってFTAや関税同盟を認めてきた。GATT成立当初あったFTA・関税同盟はベネルクス関税同盟など小規模で数も少なかったが、1958年にEECが結成され、さらに90年代には、ECと旧東欧諸国との間で多くのFTAが締結されるとともに北米でNAFTAが成立し、2000年以降は世界各地でFTAが乱立する状況になっている。

2 日本の対外経済関係の変遷

(1) 日本の「開国」と不平等条約の締結

周知のとおり、日本は江戸時代に鎖国政策をとっており、長崎の出島におけるオランダ、中国を例外として外国との自由な貿易を認めていなかった。しかし、黒船来航（1853年）の後、米国からの圧力に押され、日本は1858年に日米修好通商条約を結び、横浜など長崎以外の港での貿易を認めることになった。^(注2)

しかし、この条約は、①輸入関税の協定制度（関税自主権の喪失）、②片務的最恵国待遇、③領事裁判権、という日本にとって不平等な内容を含むものであり、のちの明治政府にとってこの不平等条約の改正は最も重要な外交課題となった。

欧米諸国と不平等条約を締結したことは中国（清朝）も同様であり、清朝はアヘン戦争後の南京条約（1843年）とアロー号事件（第二次アヘン戦争）後の天津条約（1858年）によって、香港をイギリスに割譲するとともに関税自主権を失い、半植民地的状況に陥った。そのため、こうした清朝の状況に危機感を持った人々によってその後革命運動が起き、清朝は1912年に滅亡した。

(注2) 黒船来航の翌年（1854年）に日米和親条約が締結されたが、これは物資補給のための寄港等を認めたものであった。なお、日米修好通商条約の後、日本はイギリス、フランス、オランダ、ロシアと同様の通商条約を締結した。

(2) 関税自主権の回復と日本のアジア進出

1868年に成立した明治新政府は、欧米諸国との不平等条約の改正を最大の外交課題に掲げ、新政府成立直後に欧米諸国を訪問した岩倉使節団（1871～73）の目的の一つは、この不平等条約の改正であった。

しかし、その後、井上馨、大隈重信、陸奥宗光、小村寿太郎などの歴代外相が多大な努力を注いだものの、条約改正交渉は難航し、日本が関税自主権を最終的に回復するのは日米修好通商条約締結から53年を経た1911年のことであった。^(注3) 関税自主権の回復後、日本は育成すべき産業の関税率を高

め、それがその後の日本の経済発展に寄与した。

しかし、条約改正が実現したのは日本の国力が欧米諸国に認められたからであり、その過程で日本は軍事力を強化し、日清戦争（1894～95）、日露戦争（1904～05）を戦い、周辺アジア諸国に進出した。そして、江華島事件のあとの日朝修好条規（1876年）によって日本は朝鮮の関税自主権を奪い、1910年の韓国併合によって朝鮮半島を植民地化して朝鮮の外交権を奪った。また、日清戦争後に中国（清国）との間で締結した下関条約（1895年）も、中国に対する不平等条約であった。このように、日本の条約改正（関税自主権回復）は、周辺アジア諸国への進出と密接にリンクして進められたのであり、その後日本は、1930年代に日中戦争を起し、最終的には対米戦争に突入していった。

〔注3〕井上清『条約改正—明治の民族問題—』（岩波新書、1955）、服部之総「条約改正および外交史」（『服部之総全集 第5巻』、1932）。

（3）日米安全保障条約の締結とGATT加盟

1945年に戦争に敗れた日本は、米国を中心とするGHQの占領統治下に置かれ、米国主導で戦後改革（農地改革、財閥解体、新憲法制定等）を行った。

占領統治は1952年に終わり日本は独立したが、その際に、日本は米国との間で日米安全保障条約を締結した。安保条約は、朝鮮戦争勃発を受けた日米間の軍事同盟であったが、1960年に改定された新しい安保条

約には、第2条に両国間の経済関係強化の規定が盛り込まれ、その後日本は、経済的にも米国からの強い影響を受け続けることになった。

しかし、安保条約によって日本は国土の一部を米軍基地として使用することを認め、また同時に締結された地位協定によって日本は裁判権の制約を受けるなど、安保条約は不平等性を有しており、日本政府は在日米軍の経費の一部を負担し続けている。

その一方で、日本は、1951年にILO、FAOに加盟し、52年にはIMFに加盟した。さらに、53年にGATTに加盟申請を行い、米国の後押しもあって55年にGATTに加盟した。56年には国際連合にも加盟している。こうして国際社会に復帰した日本は、その後、日米同盟を基軸にして経済成長を遂げていくことになる。

このように、日本は米国の大きな圧力を受けて「開国」と「戦後改革」を行ったが、いずれの場合も米国との間で片務的な不平等条約を締結させられた。菅首相はTPPを「第3の開国」と言ったが、TPPが米国に有利で日本に不利な不平等条約にならないという保証はない。

〔注4〕改定された日米安保条約の正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約」であり、その第2条に以下のような条文がある。「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進する……。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを防ぐことを努め、また、両国間の経済的協力を強化する。」

〔注5〕2011年度において日本が負担している在日米軍関係経費は6,911億円（防衛省4,859億円＋防衛省以外2,052億円）であり（防衛省による）、その一部は「思いやり予算」と呼ばれている。

3 アジア太平洋経済圏の形成とAPEC

(1) 「アジア太平洋経済圏」の形成

戦後の日本は日米同盟を基軸に経済成長を遂げるが、70年代以降、アジアNIES、ASEANの経済発展に伴って、日本・米国とアジア地域との経済関係が深まり、アジア太平洋地域が一つの経済圏として注目されるようになった。「アジア太平洋経済圏」の構想は既に60年代からあったが、相互の経済関係が緊密化するのには80年代からであり、80年には太平洋経済協力会議（PECC）が結成されている。

また、豪州、ニュージーランドは英連邦の一員としてかつてはイギリスとの経済関係が深かったが、73年にイギリスがEECに加盟して以降、両国は米国、アジアとの関係が強まり、そのことが「アジア太平洋」の地域的枠組みが重要になったもう一つの要因であった。

(2) APECの結成と展開

こうした過程を経て、89年にアジア太平洋の12カ国（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、日本、韓国、ASEAN6カ国）によってAPEC（アジア太平洋経済協力）が結成された。APECには、その後、91年に中国、台湾、香港、93年にメキシコ、パプアニューギニア、94年にチリ、98年にロシア、ペルー、ベトナムが参加し、現在、加盟国・地域は21になっている。93年からは毎年首

脳会議が開催され、APEC首脳会議は米国、中国、ロシア、日本など主要国の首脳が一堂に会する重要なイベントになっている。

APECは、参加国に拘束力を持つFTA・関税同盟ではなく、「開かれた地域協力（地域主義）」を唱えているが、94年にボゴール宣言により、先進国は2010年、途上国は2020年までに加盟国間の貿易・投資を自由化することを決議した。さらに、95年に大阪行動指針、96年にマニラ行動計画を策定し、貿易・投資自由化の道筋を示した。

しかし、97年に発生したアジア通貨危機に対してAPECとして有効な対策を打ち出せなかったこともあり、その後、APECの影響力は急速に失われていった。

4 日米経済摩擦と米国の対日経済政策

(1) 日米間の貿易不均衡と貿易摩擦

このようにアジア太平洋の経済圏が形成され、米国・日本とアジア地域の関係が緊密化したものの、60年代まで圧倒的な力を有していた米国の経済力は次第に衰え、米国の貿易収支は悪化していった。

71年のニクソンショックを経て、73年より円は変動相場制に移行し、円高が進行したが、日本国内の経済不況により米国に対する輸出ドライブはさらに強まり、日本の対米貿易黒字は拡大した。特に80年代に日米間の貿易不均衡は急拡大し、米国の対日貿易赤字は、80年に99億ドルであったが、85年にはその4倍以上の462億ドルに急増

し、急速な円高が進んだ86年以降も米国の対日貿易赤字はさほど減少しなかった。そのため、米国の産業界から日本批判が強まり、日米間の貿易摩擦が先鋭化した。

(2) 米国の対日通商・経済政策

日米間では、既に50年代から日米繊維交渉が行われていたが、貿易摩擦が一層強まるにつれて鉄鋼、自動車、半導体などについても二国間交渉が行われ、その結果、日本は米国に対して輸出量の数量規制（輸出自主規制）を行った。

しかし、80年代に米国の貿易赤字はさらに拡大したため、85年には日米間でMOSS協議（Market-oriented Sector-Selective Talks：市場重視型個別協議）が行われた。また、米国は88年に包括通商競争法を制定し、スーパー301条によって対日制裁を可能にするとともに、アンチダンピング法を強化した。さらに、89年には日米構造協議^(注6)が始まり、翌90年にその最終報告書が作成されたが、その中に、土地税制の見直し、大店法改正、独禁法強化など日本の制度改革を求める内容が盛り込まれた。

その後、93～94年の日米包括経済協議を受けて、94年から米国は日本に対して毎年「年次改革要望書」を提出し、日本政府がその実施状況を米国に報告する^(注7)ということが2008年まで15年間続けられた。また、97年には「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」が合意され、2001年からは「成長のための日米経済パートナーシップ」のもと日米投資イニ

シアティブが設置された。

一方、84年には、日米円ドル委員会により日本における金融自由化の道筋が示され、さらに85年のプラザ合意によって急速な円高が進んだ。

このように、80年代以降、日米間の貿易摩擦が激しくなるに伴って、米国の日本に対する経済改革要求が強まったということができる。

(注6) 「日米構造協議」の英語名はStructural Impediments Initiative（「構造障壁イニシアティブ」）であり、「米国が日本の改革を主導・指導する」というニュアンスを含んでいる。

(注7) 2009年に民主党政権が成立したため、09年には「年次改革要望書」が提出されなかったが、2010年に「日米経済調和対話」と名を変えて復活した。

(3) 日本の規制緩和に対する米国の影響

こうした米国の対日圧力が日本の規制緩和・規制改革に強い影響を与えたことについては、既に多くの論者が指摘している^(注8)が、そのことを具体的にみてみよう。

日本における行政改革は、81～83年に行われた臨時行政調査会（いわゆる「土光臨調」）が出発点であり、その後、行革審（臨時行政改革推進審議会）が93年まで設けられた。この行政改革、民営化の動きは、80年代のレーガン、サッチャーの「新自由主義」に連動しているものである^(注9)が、この時期の行革は必ずしも米国の圧力で行われたものではなく、当時の日本が直面していた財政悪化、国鉄債務問題などを解決するため、経済界の意向を受けて行われたものであった^(注10)。

しかし、80年代後半より米国の対日圧力

第1表 日米経済交渉と日本の規制改革

日米経済交渉		日本の規制改革	
1981	レーガン大統領就任	1981-83	臨時行政調査会
1984	日米円ドル委員会	1984	金融自由化・円国際化報告書
1985	MOSS協議、プラザ合意	1985	電電公社、専売公社民営化
1986	日米半導体協定	1986	前川レポート
1988	包括通商・競争力法	1987	国鉄民営化
1989-90	日米構造協議	1988	オレンジ・牛肉輸入自由化決定
1993-94	日米包括経済協議	1991	大店法改正
1994-08	対日年次改革要望書	1993	平岩レポート
1997-01	日米規制緩和対話	1995	規制改革推進計画
2001	成長のための日米経済パートナーシップ	1996	金融ビッグバン構想
2001-09	日米投資イニシアティブ	1998	規制緩和委員会
2010	日米経済調和対話	1999	労働者派遣法改正
		2000	大店法廃止
		2001	総合規制改革会議
		2003	構造改革特区法
		2005	郵政民営化関連法

資料 筆者作成

が強まるにつれて、日本の規制緩和において米国の影響が次第に強くなっていった。86年に発表された前川レポート（「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」）は、米国の対日圧力を受けて作成されたものであり、93年には、経済改革委員会が規制緩和、経済改革に関するレポート（平岩レポート）を作成し、これを受けて95年に規制緩和推進計画が策定された。いずれもMOSS協議、日米包括経済協議の時期と重なっている。

そして、98年には規制緩和委員会が設けられ、それが01年からの「小泉構造改革」につながっていった。96年に提案された「金融ビッグバン」や07年に実施された郵政民営化も、こうした脈略のなかで理解することができる。

日本における規制緩和・規制改革の動きは、日本の国内問題として受け止められがちであるが、日本で規制緩和が進められた時期と米国の対日改革要求が強まった時期は重なっており、日本の規制緩和は米国の

強い要求を受けて行われてきたといえよう（第1表）。萩原伸次郎は、こうした米国の日本に対する制度改革要求の延長線上でTPPをとらえるべきであり、TPPは、橋本構造改革（1996～98）、小泉構造改革（2001～06）に次ぐ「第3の構造改革」であると指摘している（『TPP 第3の構造改革』）。

（注8） 内橋克人・グループ2001『規制緩和という悪夢』（文藝春秋、1995）、関岡英之『拒否できない日本—アメリカの日本改造が進んでいる—』（文春新書、2004）、原田武夫『騙すアメリカ 騙される日本』（ちくま新書、2005）、小林興起『在米主権経済』（光文社、2006）、本山美彦『売られ続ける日本 買いまくるアメリカ』（ビジネス社、2006）、本山美彦『姿なき占領—アメリカの「対日洗脳工作」が完了する日—』（ビジネス社、2007）、萩原伸次郎『ワシントン発の経済「改革」』（新日本出版社、2007）。

（注9） 80年代以降の規制緩和（新自由主義）に大きな影響力を与えたのはフリードマンであり、フリードマンは『資本主義と自由』（1962）のなかで、政府規制の多くは撤廃すべきであると主張しており、同じシカゴ大学のスティグラールは『小さい政府の経済学』（1975）において規制緩和の必要性を主張している。

（注10） 臨調の議論を経て、85年に電電公社（現NTT）、専売公社（現JT）、87年に国鉄（現JR）が民営化された。

5 TPPの背景と問題点

(1) TPPの背景

以上、国際経済体制、日本の対外経済関係を概観し、アジア太平洋経済圏が形成される一方で、米国との貿易摩擦が生じて米国の対日圧力が強まり、それが日本の制度形成（規制緩和等）に大きな影響を与えてきたことを示した。

昨年からTPP交渉が進められており、日本でもその参加を巡る論議が盛んになっているが、このTPPを日本をとりまく国際環境のなかでどう位置付けることができるだろうか。

① アジア太平洋地域の経済統合

米国は、06年にAPEC加盟国全体のFTAであるFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）を提案したが、あまりに遠大な構想であったため他のAPEC加盟国から賛同を得られなかった。そのため米国は、実現可能な国に限ったTPP交渉を始め、それを他のAPEC加盟国まで広げるという戦略をとるに至った。ある意味では、TPPはAPEC加盟国の貿易・投資自由化を決議したボゴール宣言に沿ったものであり、TPPはアジア太平洋地域の経済統合の一つのステップであるという見方もできるかもしれない。

しかし、中国は米国主導のTPPには参加しないであろうし、まだWTOにも加盟していないロシアがTPPに参加することは考えられないため、TPPがAPEC全体のFTA

になるのは困難であろう。

② 米国のアジア戦略

アジア地域は世界経済の成長センターになっており、米国にとってアジア地域は、貿易、投資や安全保障において非常に重要な地域である。米国は、こうした成長するアジア地域において米国抜きで経済統合が進むことを快く思っておらず、米国とアジア地域との関係を維持・強化し、米国の輸出・投資を増大させたいと考えている。TPPは、こうした成長するアジアを取り込もうとする米国のアジア戦略であるということができる。

③ 日本企業のグローバル展開

経済のグローバル化が進むにつれて部品供給を国境を越えて行うことが多くなり、貿易に占める企業内貿易の割合が高まっている。国際的に事業を展開する企業にとって国境を越えるたびに関税を払うのは負担になっており、できれば関税を払いたくないと思っている。FTAは関税撤廃を原則としており、日本の企業はTPPによってこの関税支払いがなくなることを望んでいる^(注11)。

特に、韓国が米国、EUとのFTAに合意しており（米国とのFTAは未批准）、もし米韓FTAが発効すると、韓国製品に対しては米国の関税はかからなくなるが、日本製品に対しては引き続き関税がかかるため、その分、日本が競争上不利になることを懸念し、日本の産業界はTPP（あるいは日米FTA）を求めている。

(注11) 例えば、日本の対米国輸出額は10兆円であり、米国の平均関税率を2.5%とすると、年間の関税額は2,500億円になる。また、日本から豪州への輸出額は1兆4千億円で、そのうち約6割は自動車及び自動車部品であり、その関税率を5%とすると関税額は420億円である。TPP（あるいはFTA）で関税が撤廃されると、この関税支払いはなくなる。なお、関税は輸入業者が支払い、最終的には製品価格に転嫁されて消費者が負担することになるが、輸出企業にとってはその分コスト高になり、競争上不利になる。

(2) TPP交渉参加国の概況

TPP交渉参加9カ国のうち、米国が経済規模、貿易額において突出した存在になっており、TPPは米国主導の交渉になっている。

TPPはP4（2006年に発足したニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイによるFTA）を拡大したものであるが、P4の参加国は新自由主義的な国家であるチリ、ニュージーランドと、農業のない小国シンガポール、ブルネイである。そのため、P4の4か国では農業が大きな問題ではなく、P4協定では農産物も含め例外がほとんどない関税撤廃を行っている。

このP4を利用することを考えたのが米国であり、現在、P4の4カ国に加えて、米国、豪州、ペルー、マレーシア、ベトナムの計9か国で交渉を行っているが、いずれも農水産物輸出国であり、農水産物の大きな輸入国である日本とは立場が大きく異なっている。日本は、TPP参加国のうち米国、豪州、ニュージーランドを除く6カ国とは既に個別にFTAを締結しており、問題は未締結の米国、豪州、ニュージーランドである。

なお、米国がFTAを締結している東アジアの国はシンガポールのみであり、韓国とのFTAは批准されておらず、タイとのFTA交渉は中断したまま再開のめどはたっていない。その意味で、TPPが成立することは米国にとっては非常に意味が大きい。

(3) TPPの問題点

① 米国主導の制度形成

TPPは米国のアジア戦略であり、TPPでは、これまで米国が日本に対して求めてきたような米国にとって有利な制度が導入される可能性が高い。

特に米国が狙っているのは、保険、医療、金融分野である。既にこれまでの規制緩和の結果、日本には外資系保険会社が多く参入しているが、米国は日本に対して混合医療（保険診療と保険外診療の併用）を導入することにより、日本の優れた国民医療保険制度を弱体化させ、保険ビジネス、医療ビジネスのさらなる拡大を狙っている。

米国では、公的医療保険制度がないため所得が低い人々は医療費の支払いができず、ローンの返済に追われ、生活のために軍に入隊するという人もいる。米国は、医療保険制度が未整備のまま多大な軍事費を投入し、その一方で高額所得者への減税を続けており、財政赤字が続いている^(注12)。米国は、日本や他のアジア諸国がモデルにするような国ではないことを認識する必要がある。日本の規制緩和が米国の強い圧力のもとで進められたことが明らかになっているが、その結果、日本では格差拡大、地域経

済の衰退、財政赤字増大が起きた。TPPによってアジア太平洋地域全体が米国の制度で統一され米国流の市場経済が導入されることは問題が多い。

これまで米国が日本に対して行ってきた制度改革要求が、TPPに参加すると条約に基づく義務になる。そうすると、日本は自らの判断で制度を作ることが困難になり、『TPP亡国論』（中野剛志）が出てくるのも当然であろう。TPPは、日米修好通商条約、日米安全保障条約に次ぐ「第3の不平等条約」になる可能性がある。そもそも、小泉構造改革を批判して政権の座についた民主党がTPPを推進すること自体が矛盾しているといえよう。

（注12）米国の軍事費（2009年）は7,670億ドル（約73兆円）と巨大である。堤未果『ルポ 貧困大陸アメリカ』（岩波新書、2008）、同『ルポ 貧困大陸アメリカⅡ』（岩波新書、2010）では、公的医療保険制度がないため、多くの国民がローン返済に追われ、それがイラク戦争と結びついているアメリカの悲惨な現実をよく伝えている。

② 米国によるアジアの分断

TPP交渉に参加しているのは、東アジアのなかの一部の国（マレーシア、ベトナム、シンガポール、ブルネイの4カ国）にとどまっている。日本は国内調整ができず交渉に参加していないし、中国には参加の意思がない。韓国も、既に米韓FTAに合意しているため、その批准を優先させている。TPPはASEANの10カ国のうちの4カ国のみの参加であり、タイ、インドネシア、フィリピンというASEANの主要メンバーが参加していない状況でTPPが成立すると、

ASEANが分断されることになる。タイは米国とのFTA交渉を中断させたし、インドネシアは米国とは一定の距離を置いている。

したがって、TPPを進めることは、これまで進められてきたASEAN+3、ASEAN+6の枠組みやASEAN共同体構想と矛盾し、その整合性が問われることになるであろう。

③ 日本農業に対する深刻な打撃

日本は、TPP交渉参加国のうち6カ国とは既にFTAを締結しているが、日本がこれまで締結したFTAでは、重要品目を関税撤廃品目から除外してきた。日本がTPPに参加すると、これらの6カ国との間の既往FTAの見直し（修正）が必要になるであろうし、そうすると、日本が締結してきた他の国とのFTAも修正を求められる可能性がある。

一方、日本は、米国、豪州、ニュージーランドとはFTAを締結していないが、それはこれらの国が農産物の大輸出国であり、重要品目の例外扱いができない可能性が高いためである。豪州とのFTA交渉は、既に交渉開始から4年が経過し、これまで12回の交渉を行っているが、未だに決着していない。TPPは、こうした難しい国との間のFTAを米国の力を借りて力づくで一気に締結するようなものである。

TPPで問題になると考えられる重要品目は、米、小麦、乳製品、砂糖、牛肉、豚肉などであり、TPPは米のみの問題ではない。食料自給率が14%まで低下するという農水

省の試算は特殊な前提をもとにしたものであり、実際にはそれとは異なる結果になる可能性が高いが、関税を撤廃した場合、日本農業に深刻な影響があることはまちがいない。農業が被る損失を直接支払いで補てんすればいいという提案もあるが、財政難の折、直接支払いの財源には限界がある。また、農産物輸出も多くは期待できない。

④ 投資条項による経済主権の喪失

投資条項はさらに問題を多く含んでいる。米国はNAFTAにおいて投資条項（投資家国家紛争解決）を入れたが、その結果、投資に関する訴訟が多発している。この投資条項は、当該国の政策によって投資企業が損失を受けた場合、その企業が当該国政府に対して損害賠償請求の提訴ができるというものであり、その審理は米国で行われ（国際投資紛争処理センター）、一度判決（裁定）がでると上訴もできない。この条項が入ると、政府は政策を導入する際に外資企業にマイナスの影響がないよう配慮しなくてはならなくなり、経済主権を失うことになる。

豪州は米国とのFTAにおいてこの投資条項を入れることを拒否したが（『異常な契約 TPPの仮面を剥ぐ』（2011））、米韓FTAではこの条項が入っており問題視されている（『韓米FTAと韓国経済の危機』（2009））。

TPP交渉において、米国は投資家国家紛争解決条項を入れることを画策してくる可能性が高く、その動向を注視していく必要がある。

⑤ 決裂の可能性があるTPP交渉

TPP交渉は既に7回の交渉が行われており、今年11月にハワイで開催されるAPEC首脳会議での合意を目指している。しかし、11月に何らかの「大筋合意」はなされるであろうが、TPP交渉は各論にはいると各国の利害が対立し、それほど簡単には合意できず、最終合意に至るまでにはまだかなり時間がかかるであろう。

過去の例を紹介すると、米国は1994年にFTAA（米州自由貿易地域）を創設することを南米諸国と合意したが、その後、南米諸国が米国に反旗を翻して、2005年にFTAA構想は空中分解した。また、米国はタイと04年にFTA交渉を開始したが、タクシン首相の失脚、タイの実情を無視した米国の要求のため、交渉は中断しており、交渉再開の見通しはない。こうした過去の事例のように、TPP交渉も最終合意に至らずに決裂する可能性は十分あると考えられる。

米国のこれまでの対日要求から考えるとTPPは問題を多く含んでおり、TPPは日本の国家主権を米国にゆだねるような危険な内容になる可能性が高く、日本は安易にTPP交渉に参加すべきではない。

6 国際経済体制の再構築の課題

(1) 世界経済の構造変化

第二次世界大戦後の世界では、米国の圧倒的な経済力を背景に米国主導で経済復興が進められ、欧州・日本の経済成長によって、80年代には、世界経済は日米欧の三極

構造と言われるようになった。

しかし、米国の経済力は相対的に弱まり、パックスアメリカナの終焉も唱えられている。さらに、米国の財政赤字、貿易赤字の増大によってドルが基軸通貨であり続けることも疑問視されるような事態になっている。

IMF、世界銀行が経済政策（構造調整政策、ワシントンコンセンサス）を途上国に押しつけることに対しても批判も強まっており、米国がかつてのような国際的な影響力を行使することはできなくなっている。

その一方で、NIES、ASEANに次いで、近年では、中国、インドが高い経済成長率を実現し、またロシアが復権し、ブラジルやアフリカも豊富な資源を背景に経済が好調であり、世界の構図は大きく変化している。こうしたなかで途上国の発言力が増しており、米国と欧州のみで世界を仕切る時代は終わったということができ、第二次世界大戦後に形成された戦後の国際経済体制^(注13)の再構築が必要な時期が到来している。

(注13) 今年（2011年）5月に開かれた国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社・日本経済研究センター主催）において、スリン・ピッスワン氏（ASEAN事務総長）は、IMF専務理事のポストは欧州が独占すべきでなく、アジアから候補を出すべきであると述べ、アジアの国々が国際経済体制においてリーダーシップをとる必要性を主張した。結果的には、今回もフランス出身のクリスティーヌ・ラガルド氏がIMFの専務理事に就任したが、スリン氏の発言は、今後の国際経済体制を考えるうえで非常に重要であり、こうした気概で今後の世界の枠組みを構想すべきであろう。

(2) WTO体制の再構築

世界経済の構造変化は、WTO交渉にも

大きな影響を与えている。もともとGATTは欧米主導で設立されたものであり、ウルグアイラウンドまでは、GATT交渉は、米国とEUが合意すれば、その合意を軸に全体の交渉が妥結に向かって進んだ。しかし、ドーハララウンドでは、中国、インド、ブラジルの影響力が強まっており、交渉の構図が大きく変化している。ドーハララウンドは交渉が始まって既に10年以上が経過しているが、先進国と途上国の対立が解けず、また米国が譲歩しないため、交渉は止まった状況になっており、包括合意は無理だとして部分合意を目指す動きもあるものの、先行きは不透明である。

その一方で、世界的にFTA網が形成されるようになってきている。米国は、自国の農業政策やアンチダンピングに対して影響を与えるような現在のWTO交渉を好ましく思っておらず、米国にとって有利な条件となる可能性の高いTPPを優先させている。TPPは米国主導でアジア太平洋地域の経済統合を進めようとするものであり、さらに日本とEUがFTAを締結するとなると、先進国同士のFTAが蔓延し、WTOそのものの存在意義が問われるような事態になるだろう。

しかし、貿易紛争の解決の場や世界的なルール形成は必要であり、WTOは世界の貿易秩序にとって必要不可欠の組織として尊重すべきである。ただし、これまでのルール形成が欧米主導であったのが問題であり、今後、WTOは途上国の主張を十分とりいれ、環境保全や民主主義、平和構築に資するような組織に改革していく必要がある。

農業分野についても、OECDで研究・開発された農業保護指標(PSE)が原型となってWTOのルール(AMS)となり、それにもとづいて各国の農業保護水準が計算され交渉が行われてきた。しかし、そのベースになっているのは新古典派経済学(貿易理論, 厚生経済学)であり、その過程でアジアの視点は十分取り入れられておらず、ウルグアイラウンドや現在のWTO農業交渉はゆがんだ一方的な交渉になっている。こうした農業交渉のあり方についても根本的な反省と再検討を行う必要がある。

(3) 経済制度の国際調整問題

経済活動がグローバル化し国際間の人の移動が活発化するのに伴って、各国間の制度の調整が必要になっているが、これまでは欧州、米国で合意されたルールが、世界の標準(グローバルスタンダード)となって世界中に普及したものが多く、その例として、食品安全基準、投資ルール、BIS規制、国際会計基準などをあげることができる。

しかし、こうした国際ルールの形成過程で、欧州、米国の利害を優先させてきたことは否定できず、グローバルに展開する多国籍企業の利益になる方向で制度形成が行われてきたことが指摘できる。特に、米国のルール形成に対する関与は露骨で巧妙であり、そのことは、米国からの要求に対応して日本の規制緩和、制度改革が進められてきたことをみればよく理解できる。

投資ルールについても同様であり、紛争が生じたときの処理方法を定めておく必要は

あるものの、現在進められている投資家国家紛争解決による投資協定は、国家主権を侵害する内容を含んでおり、十分な批判と検討が必要である。^(注14)

日本や途上国は、国際ルールの形成に積極的に関与していくべきであり、農業分野についても、アジアの農業の立場をWTOルールに反映させていくため、日本は同様の農業構造を有している中国、インドと関係を強化する必要がある。

(注14) OECDは、95年に多国間投資協定(MAI)の交渉を決定したが、NGOや途上国の批判を受けてMAI構想は失敗した。なお、国際投資協定の現状と課題を整理したものとして、小寺彰編著『国際投資協定』(三省堂、2010)がある。

(4) 新しい世界秩序の構築に向けて

最後に、こうした国際経済体制の変化を踏まえ、今後の世界秩序のあり方について考えてみたい。

多くの人々が感じているように、世界は現在新しい局面を迎えている。今年は、東西冷戦が終結して20年、米国同時多発テロから10年にあたる年であるが、米国の一極支配構造が崩れつつあることは明らかであり、中国、インドの役割がますます重要になるなかで世界は多極化しており、現在はその後の世界の枠組みを模索している状況にある。

日本は、太平洋戦争で敗北して以降、米国の占領統治下で制度改革を行い、その後も、米国からの圧力、要求に押されて国内制度を形成してきた。しかし、こうした米国に過度に依存した日本の精神構造、行動様式は改めるべきであろう。TPPも同様で

あり、米国がTPP参加を求めてきたことに対して日本国内では大騒ぎになっているが、問題は米国の意向ではなく、日本として今後、アジア、世界の秩序をどう構想するかという観点からこの問題に対処すべきである。

TPP論議のなかで韓国の話がよく出てくるが、アジア通貨危機以降、韓国の主要銀行はほとんど外資に買収され、企業の外資比率も非常に高くなっているなど、韓国経済は問題を多く抱えており、韓国は日本のモデルにはならない。韓国は米国、EUとFTAを締結したが（米国とは未発効）、これらのFTAは外資比率の高い一部の輸出企業のためのものであり、米韓FTAは投資条項などを含む不平等条約であるとの指摘もあり、米韓FTAが本当に韓国経済、韓国国民のためになるかは疑問である（『韓米FTAと韓国経済の危機』）。

日本は食料、エネルギー、安全保障において米国に大きく依存しており、米国との関係が今後も重要であることは理解できる。しかし、これまでのような米国偏重ともいえるような外交は改める必要がある。

ケインズは第一次大戦後に平和秩序構築のための欧州自由貿易同盟を提言したが（『平和の経済的帰結』）、このことはいまだに内部に紛争の火種を有しているアジアにとっては特に意義深い。FTAは企業や投資銀行の論理だけで進めるべきではなく、地域の安定と平和秩序構築に資するような構想を持つべきであろう。また、アジアの秩序はアジアの国自身で構想すべきであり、

米国主導でアジアが再編されることのないよう注意すべきである。日本としては、これまでの過度の米国依存を改め、中国、インド、ロシア、ASEANとの関係をより強化すべきであり、そういう観点を持てばTPPに対する日本の方針もおのずと出てくるであろう。

<参考文献>

- ・石見徹（1999）『国際経済体制の再建から多極化へ』山川出版社
- ・山本和人（1999）『戦後世界貿易秩序の形成』ミネルヴァ書房
- ・大庭三枝（2004）『アジア太平洋地域形成への道程』ミネルヴァ書房
- ・佐瀬隆夫（2005）『覇権国アメリカの対日経済政策』千倉書房
- ・数中三十二（1991）『対米経済交渉』サイマル出版会
- ・萩原伸次郎（2003）『通商産業政策』日本経済評論社
- ・堤未果（2008）『ルポ 貧困大陸アメリカ』岩波書店
- ・中川淳司（2008）『経済規制の国際的調和』有斐閣
- ・小寺彰編著（2010）『国際投資協定』三省堂
- ・徐勝・李康國編著（2009）『韓米FTAと韓国経済の危機—新自由主義経済下の日本への教訓』晃洋書房

<TPPに関する文献>

- ・農文協編（2010）『TPP反対の大義』農文協
- ・農文協編（2011）『TPPと日本の論点』農文協
- ・中野剛志（2011）『TPP亡国論』集英社新書
- ・萩原伸次郎（2011）『TPP 第3の構造改革』かもがわ出版
- ・萩原伸次郎（2011）『日本の構造「改革」とTPP』新日本出版社
- ・石田信隆（2011）『TPPを考える—「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる—』家の光協会
- ・農林中金総合研究所編（2011）『TPP（環太平洋連携協定）に関するQ&A』
- ・服部信司（2011）『TPP問題と日本農業』農林統計協会
- ・田代洋一（2011）『反TPPの農業再建論』筑波書房
- ・鈴木宣弘・木下順子（2011）『TPPと日本の国益』全国農業会議所
- ・関岡英之（2011）『国家の存亡「平成の開国」が日本を亡ぼす』PHP新書

- ・小倉正行（2011）『TPPは国を滅ぼす』宝島社新書
- ・小倉正行+合同出版編集部（2011）『これでわかる TPP問題1問1答 日本を崩壊させる58の危険』（合同出版）
- ・岡田知弘他編（2010）『TPPで暮らしと地域経済はどうなる』自治体研究社
- ・廣宮孝信（2011）『TPPが日本を壊す』扶桑社新書
- ・東谷暁（2011）『間違いだらけのTPP 日本は食べ物にされる』朝日新書

- ・中野剛志編（2011）『TPP開国論のウソ 平成の黒船は泥船であった』飛鳥新社
- ・浜田和幸（2011）『恐るべきTPPの正体 アメリカの陰謀を暴く』角川マーケティング
- ・ジェーン・ケルシー編著（2011 [原著は2010]）『異常な契約 TPPの仮面を剥ぐ』農文協

（しみず てつろう）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判、180頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらくシステムサポート部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

〈発行〉 2011年2月